電子レンジからの発火にご注意を!

直接火を使わずに簡単な操作で食品の解凍や加熱・調理まで幅広い用途がある電子レンジは、一般家庭において日常的に使用されており、広く普及しています。
便利な一方で、加熱のしすぎや、庫内の汚れが原因で、発煙・発火した事例があります。
正しい使い方を理解した上で、使用するようにしましょう。

事例1 焼き芋を作ろうとサツマイモを皿にのせ、ラップをかけないまま700W・7分間の設定で過熱をしたところ、5分ほどたった時に当然発火し、庫内から煙が出てきた。

事例2 陶器製コップに水を入れ、電子レンジで温めたところ、庫内の右側プレートから火花が出た。

この他にも・・・

10分間加熱したおにぎりが**出火**

危ないなぁ

食品を加熱中に庫内の汚れ（食品カス）から**出火**

アドバイス

- 食品が少量の場合や、根菜類などの水分が少なめの食品では、思ったより**短時間で過熱が進み**、食品の発煙・発火が起きることがあります。取扱説明書をよく読み、分からない場合には**自動での加熱を避け**、短時間ずつ様子を見ながら、加熱しましょう。
- 電子レンジの庫内に**食品カスが付着していたり汚れが蓄積**したりしていると、それが原因となり、突然、発煙・発火することがあります。日ごろからこまめに手入れを行い、**汚れはその都度拭き取ることが大切**です。
- 発煙・発火したときは、**動作を停止させて電源プラグを抜き、扉を開けずに煙や火が収まるのを待ちましょう。**

＊ご意見をお待ちしています＊

編集部では、「くらし」についてご意見、ご感想をお待ちしています。
内容に関する要望やご感想などをお寄せください。

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市消費生活課
☎ 078-322-5184
FAX 078-322-6036

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

神戸市民の生活情報誌「くらし」No.297　平成27年7月発行　≪神戸市広報印刷物登録平成27年度第50号-1（B-1類）≫　編集・発行：神戸市消費生活課

神戸市民の生活情報誌

KOBE UNESCO City of Design
くらし KURASHI No.297

消費者啓発キャンペーン@三宮センター街

今年も「消費者の日」である5月30日に、神戸市生活情報センター、中央区のくらしのパートナー（神戸市消費者協会）、兵庫県警察本部、兵庫県生活科学総合センターなどが三宮センター街に集結！各団体のマスコットや、鳴り物を持った大学生サークル「神大モダン・ドンチキ」も啓発に参加し、買い物客に悪質商法への注意を呼びかけました。

ワンクリック詐欺などの「架空請求」や公的機関をかたる「還付金詐欺」、百貨店店員をかたる「百貨店詐欺」などの消費者トラブルの被害が後を絶ちません。
禁物なのは「自分は大丈夫」という過信。「誰でも被害にあう可能性がある」ことを自覚し、日頃から消費者トラブルに対する注意を怠らないようにしましょう！

詐欺事例

百貨店店員を名乗る者から「あなたの会員カードで、高価なハンドバッグが買われている。支払いを止めるために銀行協会に連絡してください」と電話番号が伝えられる。伝えられた銀行協会の電話番号にかけると、「取引銀行はどちらですか？暗証番号は？」などと聞かれ、教えたところ、「カードを切り替える必要があるので、今から担当者を行かせます。」と言われた。
その後、銀行協会職員を名乗る者が家を訪れ、キャッシュカードをだまし取られた。

アドバイス

百貨店のカードが不正使用されているなどと言って、カードの暗証番号等を聞き出したり、騙し取ったりする事案が多発しています。口座番号や暗証番号は安易に教えないようにしましょう。
不審に感じたら、最寄りの警察署や神戸市生活情報センターなどに連絡してください。

消費生活に関する相談は、**神戸市生活情報センター**まで

☎078-371-1221
〒650-0016　神戸市中央区橘通3-4-1
〈相談時間〉 月～金曜日（12/29～1/3、祝日除く）　午前8時45分～午後5時30分
ただし、来訪相談の受付は、午後5時までです。

クーリング・オフなど緊急な相談にお応えします　神戸市週末消費生活相談ダイヤル

☎0570-064-370
〈相談時間〉 土・日曜（12/29～1/3を除く）　午前10時～午後4時
日曜日は、左記番号で東京の国民生活センターにつながります。
★PHS、IP電話など一部の電話からはつながりません。

県警なんでも相談電話

☎#9110　または　078-361-2110
〈相談時間〉 24時間受付
★プッシュ式、携帯電話、PHSは可、IP電話からはつながりません。

★おかけ間違いにご注意ください。

活用しよう！見てみよう！

情報ツールをご紹介

NEW

ショートムービーによる

「消費者啓発ワンポイント講座」をはじめました！

日々の生活に浸透しているスマートフォンなどのICT（情報通信技術）機器。

便利になる一方、気軽に利用するSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等による個人情報流出といった問題もより身近になっています。

そこで、家事の合間や通勤・通学の時間などの「ちょっとした時間」でも見ていただけるショートムービーによる「いつでも・どこでも消費者教育」をはじめました。

第一弾のテーマは、ネットにおける「なりすまし」です。

Youtube QRコード →

神戸市　消費者ワンポイント　検索

NEW

「KOBE HAPPY LIFE-神戸市市民生活部」

公式Facebookページ開設しました!

市民生活部(悪質商法など消費者問題を担当する消費生活課、働く市民の福祉の増進を担当する勤労市民課、男女共同参画社会の実現を担当する男女共同参画課で構成)の公式Facebookページを開始しました。

各課のイベントやセミナー、身近なくらしに役立つ情報などをお届けしています。

facebookページ QRコード →

神戸市市民生活部　happy　検索

こちらもご覧ください

神戸市消費生活課ホームページ
KOBE消費生活情報

消費生活に役立つ様々な情報を発信しています

神戸市　消費生活　検索

情報料無料

神戸市消費者あんしんメール

悪質商法や製品事故など、くらしのトラブルから身を守るために役立つ情報をいち早くお届けします。

空メール送信QRコード

●登録方法はこちら●

携帯電話　kobe.anshin@req.jp　に空メール

パソコン　消費者あんしんメール　検索

QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です

機能性表示食品とは

平成27年4月1日から、新しく「機能性表示食品」制度がスタートしました。

この制度は、現在販売されている「栄養機能食品」と「特定保健用食品（トクホ）」と同じように、食品に機能性の表示が認められるものです。

この制度が始まったことにより、私たちは、健康の維持及び増進に役立つ食品の選択肢が増えることになりますが、機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を消費者庁へ届けることで表示するものであり、国の許可を受けたものではありません。各制度の違いを知り、適切な選択をしていきましょう。

また、機能性表示食品は、医薬品ではないということをしっかり認識した上で、上手に活用していきましょう。

【3制度の違い】

	栄養機能食品	特定保健用食品	機能性表示食品
趣旨	栄養成分（ビタミン・ミネラル等）の補給のために、栄養成分の機能を表示している食品	健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、保健の用途の表示が**許可**されている食品	**事業者の責任において**科学的根拠に基づいた機能性を表示している食品
手続き	国の**規格基準に適合**していれば表示可能	国の**審査**・消費者庁長官の**許可**が必要	販売前に消費者庁への**届出**が必要
表示例	・栄養機能食品（ビタミンC） ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	・食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。 消費者庁許可 特定保健用食品　消費者庁許可 条件付き 特定保健用食品	・本品にはラクトフェリンが含まれるので、内臓脂肪を減らすのを助け、高めのBMIの改善に役立ちます。

※表示例は、各制度の特徴を表示するために、表示すべき事項の一部分を抜き出したものです。この他、摂取をする上での注意事項なども表示する必要があります。